

一般社団法人日本口蓋裂学会 将来検討委員会 活動の目的

(主たる役割)

- (1) 日本口蓋裂学会の将来構想に関する事項を検討する。
- (2) 本学会の発展を目的とし、社会情勢を勘案した方策や計画を提案する。

一般社団法人日本口蓋裂学会 将来検討委員会規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本口蓋裂学会は、学会の将来構想に関する事項を検討することを目的とし、将来検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成等)

第2条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長1名（理事長がこれを指名する）
- (2) 必要に応じ副委員長1名（委員長がこれを指名する）
- (3) 委員長が指名した委員

委員の総数は5名以上とする。

(任期等)

第3条 委員は、理事長がこれを委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員に欠員が生じない場合でも、委員長の判断により理事長の承認を得て委員を追加することができる。その場合には、前条各号で規定する委員の残任期間とする。

(開催・議決)

第4条 委員会は委任状を含め委員の1/2以上の出席を要する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の開催回数は年間最低1回とする。

(規則の改正)

第5条 この規則の改正は、理事会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は、令和7年3月1日から施行する。